

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案

当初 (環境配慮事項追加前) (平成 11 年 3 月 29 日策定)	現 行 (環境配慮事項追加後) (平成 15 年 8 月 15 日改定)	改 定 案
<p>第 1 章 総論 第 1 節 基本的事項 (略) 第 2 節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、まず、予測、評価の前提となる事業の種類、規模、土地又は施設の利用計画、工事計画等の事業計画を明らかにする必要がある。次に、事業実施に伴う環境影響の程度は、地域の生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境の状況並びに社会的状況によって異なることから、地域の概況を既往の資料等により把握した上で、環境に影響を及ぼすおそれのある行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出し、技術指針で設定する環境項目から調査、予測及び評価する項目（以下「評価項目」という。）を選定するものとする。また、環境影響評価を実施する地域は、事業の種類、規模、地域の特性等を勘案して環境質の変化が予測される地域とする。</p> <p>技術指針に従って、各評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。</p> <p>事業の実施時又は実施後には、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するため、事業の種類、規模、環境影響の程度及び地域の環境の状況並びに予測の精度及び環境保全対策の実効性等を勘案して、事後調査の実施が必要と判断される項目を予測した項目から選定し、事後調査を実施する。事後調査の結果、予測し得なかった影響が明らかになった場合には、必要に応じて新たな環境保全対策の実施を検討するものとする。</p> <p>以上の各実施手順における基本となる事項を次に示す。</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業計画の策定に当たっては、環境影響要因を幅広く捉えた上で、<u>事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境保全に配慮を加え、大阪府環境総合計画その他の環境保全に関する諸計画とも整合した環境保全上適切な事業計画となるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業（以下「関連事業」といい、対象事業と関連事業を合わせて「対象事業等」という。）に係る活動も含めることが必要である。</p> <p>以上の検討を踏まえ、事業計画について別表 1 に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めできる限り具体的にとりまとめる。</p>	<p>第 1 章 総論 第 1 節 基本的事項 (略) 第 2 節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業計画の策定に当たっては、環境影響要因を幅広く捉えた上で、<u>「第 4 節 事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順」に従って、最新の知見を参考に環境保全に配慮を加え、大阪府環境総合計画その他の環境保全に関する諸計画とも整合した環境保全上適切な事業計画となるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業（以下「関連事業」といい、対象事業と関連事業を合わせて「対象事業等」という。）に係る活動も含めることが必要である。</p> <p>以上の検討を踏まえ、事業計画について別表 1 に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めできる限り具体的にとりまとめる。</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p>

当初	現 行	改 定 案
<p>表1 事業計画のとりまとめ事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 対象事業の目的、内容 <u>イ. 対象事業の立地場所選定等の経緯</u> ウ. 対象事業において造成・設置する土地・施設の規模、構造等の計画、汚染物質等の排出負荷、緑化計画及び環境保全対策の実施の方針 エ. 対象事業により発生集中する人及び物の流れ オ. 対象事業に係る工事計画 カ. その他必要な事項</p> </div> <p>2～10（略）</p> <p>第3節 港湾環境影響評価の実施手順 港湾環境影響評価は、港湾計画に定めようとする港湾開発等に係る事業活動等が港湾及びその周辺の地域の環境に及ぼす影響を事前に予測及び評価するものである。 港湾計画は長期的かつ基本的な計画であり、土地利用等の細部を定めるものではないこと、予定される事業活動等の細部等は港湾計画段階では明らかになっていないこと、港湾開発等には港湾管理者以外の者が行う多くの事業活動が含まれていること等に鑑み、計画段階における環境影響評価として実施するものとする。 その実施手順は、第2節の「環境影響評価及び事後調査の実施手順」に準じるものとするが、計画段階の環境影響評価として適切なものとなるよう、以下の取り扱いとする。</p> <p><u>1</u> 港湾計画に係る主要な港湾施設及び土地（以下「港湾施設等」という。）の存在及び供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の活動の中から、汚染物質等の排出、既存の環境を損ない又は変化させる行為等を環境影響要因として抽出するものとする。 <u>2</u> 予測の前提の設定に当たっては、港湾計画の内容及びその具体化の程度に整合する方法により行うものとし、影響を過少に予測することのないよう配慮する。 <u>3</u> 予測の対象は、新たに港湾計画に位置付けられる港湾施設等の存在及び供用からの影響を基本とし、既設の港湾施設等による環境への影響、既定計画による開発行為が及ぼす環境への影響はこれをバックグラウンドとして取り扱うものとする。 （以下、略）</p>	<p>表1 事業計画のとりまとめ事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 対象事業の目的、内容 <u>イ. 対象事業の計画策定の経緯（環境配慮の内容を含む。）</u> ウ. 対象事業において造成・設置する土地・施設の規模、構造等の計画、汚染物質等の排出負荷、緑化計画及び環境保全対策の実施の方針 エ. 対象事業により発生集中する人及び物の流れ オ. 対象事業に係る工事計画 カ. その他必要な事項</p> </div> <p>2～10（略）</p> <p>第3節 港湾環境影響評価の実施手順 港湾環境影響評価は、港湾計画に定めようとする港湾開発等に係る事業活動等が港湾及びその周辺の地域の環境に及ぼす影響を事前に予測及び評価するものである。 港湾計画は長期的かつ基本的な計画であり、土地利用等の細部を定めるものではないこと、予定される事業活動等の細部等は港湾計画段階では明らかになっていないこと、港湾開発等には港湾管理者以外の者が行う多くの事業活動が含まれていること等に鑑み、計画段階における環境影響評価として実施するものとする。 その実施手順は、第2節の「環境影響評価及び事後調査の実施手順」に準じるものとするが、計画段階の環境影響評価として適切なものとなるよう、以下の取り扱いとする。</p> <p><u>1</u> <u>計画策定段階における環境配慮は、港湾全体の基本計画を策定する港湾管理者が、港湾計画の位置、規模、形状及び土地利用計画を具体化する段階で可能な範囲で行うものとする。</u> <u>2</u> 港湾計画に係る主要な港湾施設及び土地（以下「港湾施設等」という。）の存在及び供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の活動の中から、汚染物質等の排出、既存の環境を損ない又は変化させる行為等を環境影響要因として抽出するものとする。 <u>3</u> 予測の前提の設定に当たっては、港湾計画の内容及びその具体化の程度に整合する方法により行うものとし、影響を過少に予測することのないよう配慮する。 <u>4</u> 予測の対象は、新たに港湾計画に位置付けられる港湾施設等の存在及び供用からの影響を基本とし、既設の港湾施設等による環境への影響、既定計画による開発行為が及ぼす環境への影響はこれをバックグラウンドとして取り扱うものとする。 （以下、略）</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p>

当初 (環境配慮事項追加前) (平成 11 年 3 月 29 日策定)	現 行 (環境配慮事項追加後) (平成 15 年 8 月 15 日最終改定)	改 定 案														
	<p>第 4 節 事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順</p> <p>事業計画の策定に当たって、環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響を回避又は低減するよう努めるものとする。</p> <p>環境配慮は、実施しようとする事業の特性、地域特性を踏まえて、以下のとおり行うものとする。</p> <p>1 環境配慮を行う主体</p> <p>環境配慮を行う主体は、事業者とする。都市計画事業については、環境配慮を行う主体は、事業者とともに、土地利用、都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。</p> <p>2 環境配慮の対象とする項目</p> <p>計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目(以下「環境配慮項目」という。)を、別表 5 に示す。</p> <p>別表 5 環境配慮項目</p> <table border="1" data-bbox="647 1003 1685 1394"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>環境配慮項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的事項</td> <td>周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化</td> </tr> <tr> <td>循環</td> <td>資源循環、水循環</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場</td> </tr> <tr> <td>歴史的・文化的環境</td> <td>歴史的・文化的景観、文化財</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td>温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 環境配慮の方法</p> <p>(1) 調査の実施</p> <p>事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。</p> <p>(2) 環境配慮事項の選定</p> <p>別表 6 に示す事業の種類区分ごとに、別表 7 に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)の中から、事業特</p>	区 分	環境配慮項目	基本的事項	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化	循環	資源循環、水循環	生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観	自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場	歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財	環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土	<p>同 左</p> <p>3 環境配慮の方法</p> <p>(1) 調査の実施</p> <p>事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。</p> <p><u>(2) 事業の実施場所、規模等の検討</u></p> <p><u>事業の実施場所、規模等を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして、環境保全に適正に配慮された事業計画となるよう検討するものとする。</u></p> <p><u>(3) 環境配慮事項の選定</u></p> <p>別表 6 に示す事業の種類区分ごとに、別表 7 に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)の中から、事業特</p>
区 分	環境配慮項目															
基本的事項	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化															
循環	資源循環、水循環															
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、都市景観															
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合い活動の場															
歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財															
環境負荷	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土															

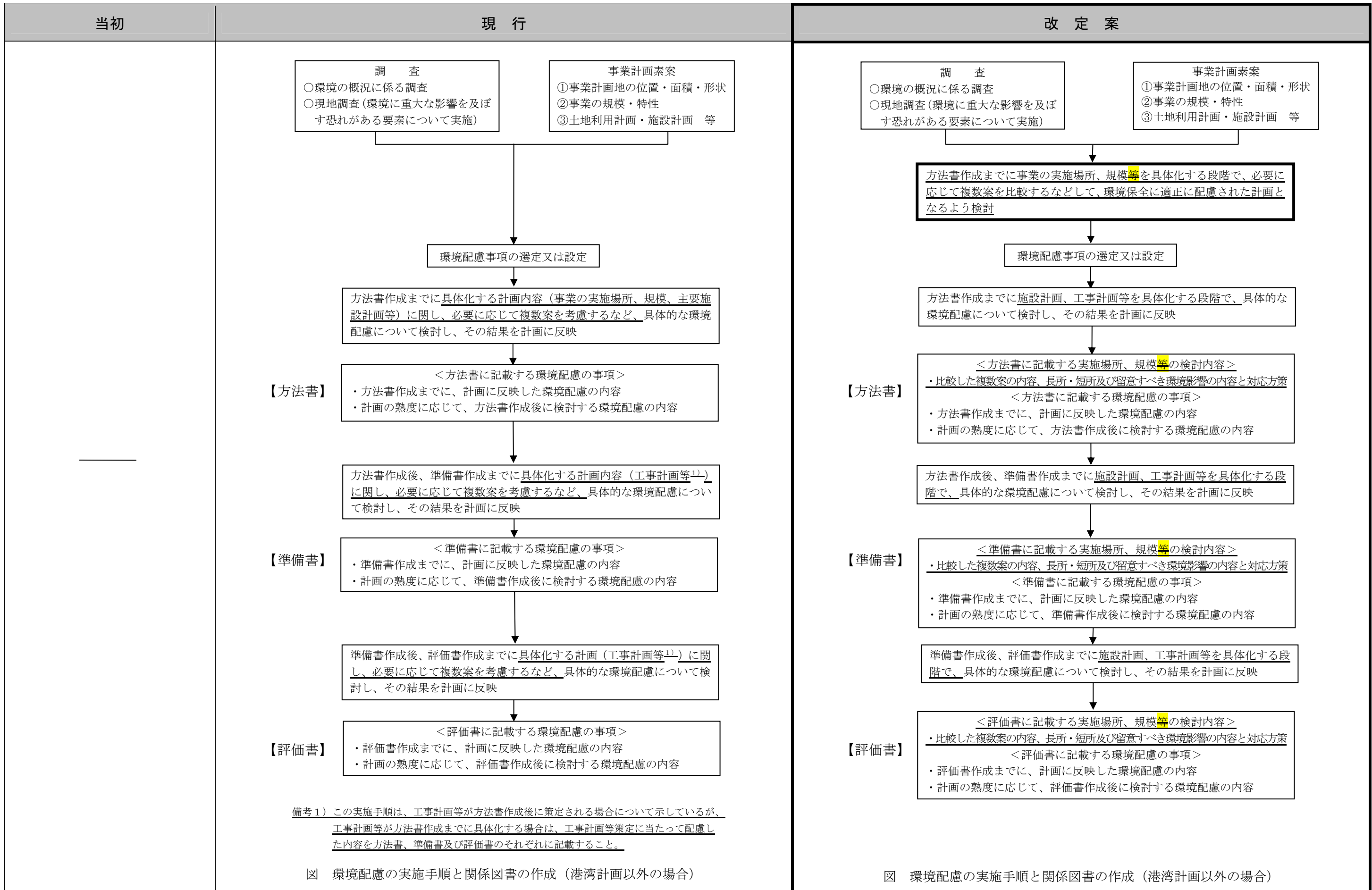
<p>当初 (環境配慮事項追加前) (平成 11 年 3 月 29 日策定)</p>	<p>現 行 (環境配慮事項追加後) (平成 15 年 8 月 15 日最終改定)</p>	<p>改 定 案</p>														
	<p>性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表 7 の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。</p> <p><u>(3) 環境配慮の内容の検討</u> 選定又は設定した環境配慮事項について、<u>事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等</u>を具体化する段階で、<u>必要に応じて複数案を比較するなどして具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。</u></p> <p><u>(4) 方法書等への記載</u></p> <p>計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。 また、それに加えて、別表 7 に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。 環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。</p> <p>別表 6 事業の種類区分</p> <table border="1" data-bbox="626 1293 1662 1724"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業の種類¹⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面整備事業</td> <td>②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑩～⑰の複合事業</td> </tr> <tr> <td>交通施設整備事業</td> <td>①道路、③鉄道</td> </tr> <tr> <td>供給処理施設整備事業</td> <td>⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場</td> </tr> <tr> <td>埋立事業</td> <td>⑩公有水面埋立て</td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>⑨建築物</td> </tr> <tr> <td>港湾計画</td> <td>港湾計画²⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 事業の種類丸番号は、条例別表の項番号である。 2 港湾計画は、条例第 34 条第 2 項に規定する「対象港湾計画」のことである。</p>	区 分	事業の種類 ¹⁾	面整備事業	②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑩～⑰の複合事業	交通施設整備事業	①道路、③鉄道	供給処理施設整備事業	⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場	埋立事業	⑩公有水面埋立て	建築物	⑨建築物	港湾計画	港湾計画 ²⁾	<p>性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表 7 の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。</p> <p><u>(4) 環境配慮の内容の検討</u> 選定又は設定した環境配慮事項について、<u>施設計画、工事計画等</u>を具体化する段階で、具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。</p> <p><u>(5) 方法書等への記載</u> ア. <u>事業の実施場所、規模等を具体化する段階の複数案等</u> 事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。 他の施策の組み合わせ等により対象事業の目的を達成できる案を検討した場合は、その案も記載するものとする。 なお、複数案を比較しなかった又は比較できなかった場合は、その理由を記載するものとする。 イ. <u>環境配慮の内容等</u> 計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。 また、それに加えて、別表 7 に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。 環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。</p> <p>別表 6 事業の種類区分</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
区 分	事業の種類 ¹⁾															
面整備事業	②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑩～⑰の複合事業															
交通施設整備事業	①道路、③鉄道															
供給処理施設整備事業	⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場															
埋立事業	⑩公有水面埋立て															
建築物	⑨建築物															
港湾計画	港湾計画 ²⁾															

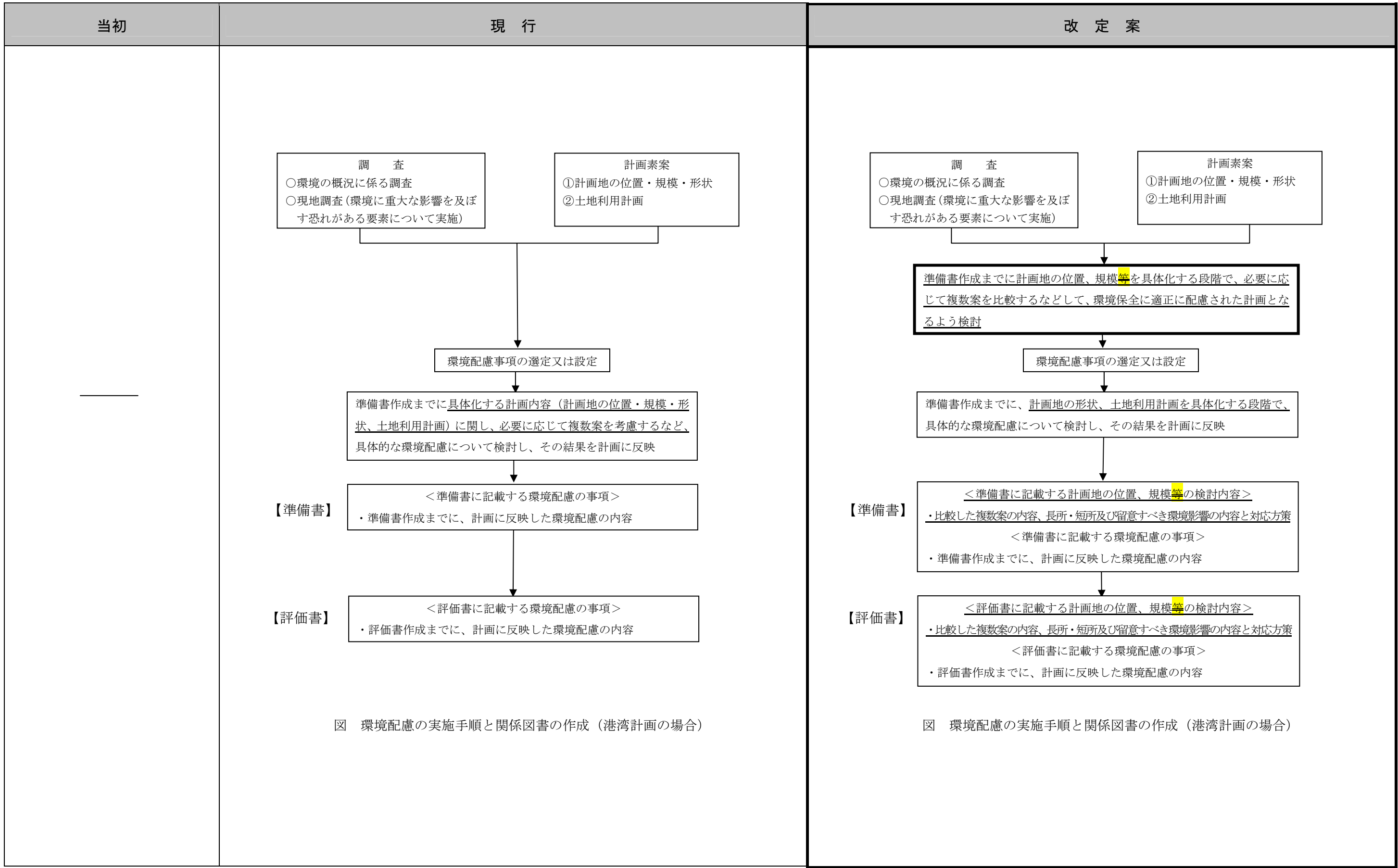
当初	現 行	改 定 案																																																																																																									
	<p>別表7 環境配慮事項</p> <p>1 基本的事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="599 394 1368 617">環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th data-bbox="1368 394 1427 617">面 整 備</th> <th data-bbox="1427 394 1486 617">交 通 施 設</th> <th data-bbox="1486 394 1546 617">供 給 処 理 施 設</th> <th data-bbox="1546 394 1605 617">埋 立 事 業</th> <th data-bbox="1605 394 1665 617">建 築 物</th> <th data-bbox="1665 394 1724 617">港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" data-bbox="599 617 1724 659">1-1 周辺土地利用との調和</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 659 1368 701">地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。</td> <td data-bbox="1368 659 1427 701">○</td> <td data-bbox="1427 659 1486 701">○</td> <td data-bbox="1486 659 1546 701">○</td> <td data-bbox="1546 659 1605 701">○</td> <td data-bbox="1605 659 1665 701">○</td> <td data-bbox="1665 659 1724 701">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 701 1368 816">事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。</td> <td data-bbox="1368 701 1427 816">○</td> <td data-bbox="1427 701 1486 816">○</td> <td data-bbox="1486 701 1546 816">○</td> <td data-bbox="1546 701 1605 816">○</td> <td data-bbox="1605 701 1665 816">○</td> <td data-bbox="1665 701 1724 816">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 816 1368 932">事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。</td> <td data-bbox="1368 816 1427 932">○</td> <td data-bbox="1427 816 1486 932">○</td> <td data-bbox="1486 816 1546 932">○</td> <td data-bbox="1546 816 1605 932"></td> <td data-bbox="1605 816 1665 932"></td> <td data-bbox="1665 816 1724 932"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" data-bbox="599 932 1724 974">1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 974 1368 1089">土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。</td> <td data-bbox="1368 974 1427 1089">○</td> <td data-bbox="1427 974 1486 1089">○</td> <td data-bbox="1486 974 1546 1089">○</td> <td data-bbox="1546 974 1605 1089">○</td> <td data-bbox="1605 974 1665 1089">○</td> <td data-bbox="1665 974 1724 1089">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 1089 1368 1131">事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。</td> <td data-bbox="1368 1089 1427 1131">○</td> <td data-bbox="1427 1089 1486 1131">○</td> <td data-bbox="1486 1089 1546 1131">○</td> <td data-bbox="1546 1089 1605 1131"></td> <td data-bbox="1605 1089 1665 1131">○</td> <td data-bbox="1665 1089 1724 1131"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 循環</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="599 1205 1368 1428">環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th data-bbox="1368 1205 1427 1428">面 整 備</th> <th data-bbox="1427 1205 1486 1428">交 通 施 設</th> <th data-bbox="1486 1205 1546 1428">供 給 処 理 施 設</th> <th data-bbox="1546 1205 1605 1428">埋 立 事 業</th> <th data-bbox="1605 1205 1665 1428">建 築 物</th> <th data-bbox="1665 1205 1724 1428">港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" data-bbox="599 1428 1724 1470">2-1 資源循環</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 1470 1368 1551">循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の再利用に努めること。</td> <td data-bbox="1368 1470 1427 1551">○</td> <td data-bbox="1427 1470 1486 1551">○</td> <td data-bbox="1486 1470 1546 1551">○</td> <td data-bbox="1546 1470 1605 1551">○</td> <td data-bbox="1605 1470 1665 1551">○</td> <td data-bbox="1665 1470 1724 1551"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 1551 1368 1667">建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。</td> <td data-bbox="1368 1551 1427 1667"></td> <td data-bbox="1427 1551 1486 1667"></td> <td data-bbox="1486 1551 1546 1667">○</td> <td data-bbox="1546 1551 1605 1667"></td> <td data-bbox="1605 1551 1665 1667">○</td> <td data-bbox="1665 1551 1724 1667"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" data-bbox="599 1667 1724 1709">2-2 水循環</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 1709 1368 1791">雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。</td> <td data-bbox="1368 1709 1427 1791"></td> <td data-bbox="1427 1709 1486 1791"></td> <td data-bbox="1486 1709 1546 1791">○</td> <td data-bbox="1546 1709 1605 1791"></td> <td data-bbox="1605 1709 1665 1791">○</td> <td data-bbox="1665 1709 1724 1791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 1791 1368 1896">雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。</td> <td data-bbox="1368 1791 1427 1896">○</td> <td data-bbox="1427 1791 1486 1896">○</td> <td data-bbox="1486 1791 1546 1896">○</td> <td data-bbox="1546 1791 1605 1896"></td> <td data-bbox="1605 1791 1665 1896">○</td> <td data-bbox="1665 1791 1724 1896"></td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	1-1 周辺土地利用との調和							地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	○	○	○	○	○	事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	○	○	○	○	○	事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○				1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化							土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○	事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	○	○		○		環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	2-1 資源循環							循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の再利用に努めること。	○	○	○	○	○		建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○		2-2 水循環							雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○		雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○		<p>別表7 環境配慮事項</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																																																																																																					
1-1 周辺土地利用との調和																																																																																																											
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	○	○	○	○	○																																																																																																					
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	○	○	○	○	○																																																																																																					
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○																																																																																																								
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化																																																																																																											
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○																																																																																																					
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	○	○		○																																																																																																						
環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																																																																																																					
2-1 資源循環																																																																																																											
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の再利用に努めること。	○	○	○	○	○																																																																																																						
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○																																																																																																						
2-2 水循環																																																																																																											
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○																																																																																																						
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○																																																																																																						

当初	現 行						改 定 案											
	3 生活環境						同 左											
	環境配慮項目及び環境配慮事項												面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画
	3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭																	
	自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。												○		○	○	○	○
	公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。												○		○	○	○	
	施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。														○			
	施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。												○	○	○	○		○
	工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。												○	○	○	○	○	
	3-2 地盤沈下																	
	地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。												○	○	○	○	○	
	3-3 土壌汚染																	
	土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。												○	○	○	○	○	
	3-4 日照障害、電波障害																	
	建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。												○	○	○		○	
	3-5 都市景観																	
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。						○	○	○	○	○								

当初	現 行							改 定 案	
<p style="text-align: center;">——</p>	4 自然環境							同 左	
	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画		
	4-1 気象・地象・水象								
	土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○		
	地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○		○			
	4-2 陸域生態系・海域生態系								
	土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	○	○	○	○		○		
	良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	○	○	○	○		○		
	地域固有の自然生態系の保全の観点から、表土は流出防止措置を講じるなど適切に保全するとともに、削りとした表土を事業計画地内の植栽基盤として利用し地域の自然的条件に適応した植生の復元・創出に努めること。	○	○						
	工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	○	○	○	○				
	4-3 自然景観								
	人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	○	○	○	○			
	4-4 人と自然との触れ合い活動の場								
	緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合い活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○		

当初	現 行	改 定 案																						
<p>——</p>	<p>5 歴史的・文化的環境</p> <table border="1" data-bbox="596 348 1673 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="596 348 1365 573">環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th data-bbox="1365 348 1418 573">面 整 備</th> <th data-bbox="1418 348 1466 573">交 通 施 設</th> <th data-bbox="1466 348 1516 573">供 給 処 理 施 設</th> <th data-bbox="1516 348 1567 573">埋 立 事 業</th> <th data-bbox="1567 348 1617 573">建 築 物</th> <th data-bbox="1617 348 1673 573">港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="596 573 1365 743">5-1 歴史的・文化的景観 建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。</td> <td data-bbox="1365 573 1418 743">○</td> <td data-bbox="1418 573 1466 743">○</td> <td data-bbox="1466 573 1516 743">○</td> <td data-bbox="1516 573 1567 743"></td> <td data-bbox="1567 573 1617 743">○</td> <td data-bbox="1617 573 1673 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 743 1365 871">5-2 文化財 土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。</td> <td data-bbox="1365 743 1418 871">○</td> <td data-bbox="1418 743 1466 871">○</td> <td data-bbox="1466 743 1516 871">○</td> <td data-bbox="1516 743 1567 871">○</td> <td data-bbox="1567 743 1617 871">○</td> <td data-bbox="1617 743 1673 871">○</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	5-1 歴史的・文化的景観 建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	○	○		○		5-2 文化財 土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	○	○	○	○	○	○	<p>同 左</p>	
	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																	
	5-1 歴史的・文化的景観 建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	○	○		○																		
	5-2 文化財 土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	○	○	○	○	○	○																	
	<p>6 環境負荷</p> <table border="1" data-bbox="596 953 1673 1562"> <thead> <tr> <th data-bbox="596 953 1365 1178">環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th data-bbox="1365 953 1418 1178">面 整 備</th> <th data-bbox="1418 953 1466 1178">交 通 施 設</th> <th data-bbox="1466 953 1516 1178">供 給 処 理 施 設</th> <th data-bbox="1516 953 1567 1178">埋 立 事 業</th> <th data-bbox="1567 953 1617 1178">建 築 物</th> <th data-bbox="1617 953 1673 1178">港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="596 1178 1365 1392">6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質 省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。</td> <td data-bbox="1365 1178 1418 1392">○</td> <td data-bbox="1418 1178 1466 1392">○</td> <td data-bbox="1466 1178 1516 1392">○</td> <td data-bbox="1516 1178 1567 1392">○</td> <td data-bbox="1567 1178 1617 1392">○</td> <td data-bbox="1617 1178 1673 1392"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1392 1365 1562">6-2 廃棄物、発生土 事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、発生土の発生抑制に努めること。</td> <td data-bbox="1365 1392 1418 1562">○</td> <td data-bbox="1418 1392 1466 1562">○</td> <td data-bbox="1466 1392 1516 1562">○</td> <td data-bbox="1516 1392 1567 1562">○</td> <td data-bbox="1567 1392 1617 1562">○</td> <td data-bbox="1617 1392 1673 1562"></td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質 省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	○	○	○	○		6-2 廃棄物、発生土 事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、発生土の発生抑制に努めること。	○	○	○	○	○			<p>同 左</p>
	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																	
	6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質 省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	○	○	○	○																		
	6-2 廃棄物、発生土 事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、発生土の発生抑制に努めること。	○	○	○	○	○																		
	<p>備考) 表中の面整備、交通施設、供給処理施設、埋立事業、建築物、港湾計画は、それぞれ、表3の面整備事業、交通施設整備事業、供給処理施設整備事業、埋立事業、建築物、港湾計画のことであり、○の付されている事項が当該事業の種類の区分に係る環境配慮事項である。</p>																							





現 行	改 定 案
<p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節～第13節（略）</p> <p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 水象に係る調査項目</p> <p>水象に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び実施場所等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>河川水象（流量、流況、河川の形態等）</p> <p>湖沼水象（貯水量、流出入水量、湖沼の形態等）</p> <p>海域水象（流向、流速、波浪等）</p> <p>イ. 関連調査項目</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>（略）</p> <p>(2) 調査地域</p> <p>（略）</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>（略）</p> <p>ア. 陸生植物に係る調査方法</p> <p>（略）</p> <p>イ. 陸生動物に係る調査方法</p> <p>（略）</p> <p>ウ. 淡水生物に係る調査方法</p> <p>浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の生息・生育種、分布状況、現存量等について調査する。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定する。</p> <p>(ア) 生物群の生息・生育状況</p> <p>（略）</p> <p>(イ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴</p> <p>（略）</p> <p>(ウ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。</p>	<p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節～第13節（略）</p> <p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 水象に係る調査項目</p> <p>水象に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び実施場所等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>河川水象（流量、流況、河川の形態等）</p> <p>湖沼水象（貯水量、流出入水量、水位、湖沼の形態等）</p> <p>海域水象（流向、流速、波浪等）</p> <p>イ. 関連調査項目</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床、移行帯等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>(ウ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。</p>

現 行

地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。

水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、SS、COD、BOD、窒素、リン等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、窒素、リン等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。

瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。

エ. 陸域生態系の解析

陸生植物、陸生動物、淡水生物、水質汚濁・底質、気象、地象、水象（河川水象、湖沼水象）等の現況調査結果を基に、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標とする特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選んだ上で、陸生植物、陸生動物及び淡水生物の群集の構造、陸生動物及び淡水生物の移動経路の状況並びに食物連鎖の状況について解析する。

オ. 関連調査項目の調査方法

(ア) 気象、地象及び水象の状況

気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水位、水量、水質等を「大阪府気象月報」、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。

(イ) 土地利用の状況

(以下略)

改 定 案

地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。

水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、**溶存酸素量**、SS、COD、BOD、窒素、リン、**全亜鉛**等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、窒素、リン等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。

瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。

エ. 陸域生態系の解析

同左

オ. 関連調査項目の調査方法

(ア) 気象、地象及び水象の状況

気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の**水温**、水位、水量、水質等を「大阪府気象月報」、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。

(イ) 土地利用の状況

同左

現 行

第20節 廃棄物、発生土

1 予測

(1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の性状、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目から選定する。

ア. 解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量、再生利用量、処理量及び最終処分量等（以下「発生量等」という。）

イ. 土地造成に伴い発生する廃棄物及び発生土（以下「廃棄物等」という。）の種類、発生量 等

ウ. 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等

エ. 施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

(2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、廃棄物等の発生量が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、対象事業等の種類、規模を考慮して、次に掲げる時期のうちから選定する。

ア. 対象事業等に係る建設工事中の期間又は発生量が最大となる時期

イ. 対象事業等が完了し、施設の利用が最大となる時期

(3) 環境保全対策

廃棄物等の発生抑制及び再生利用等の減量化方法並びに処理方法等の環境保全対策の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全対策の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業等の実施場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況、解体を要する施設等の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況、その他の既存類似例等を考慮して、原単位等により予測する方法とする。

(5) 予測の結果

予測の前提となる条件及び諸元、発生抑制及び再生利用等の減量化方法及び処理方法等の効果、予測の結果等を取りまとめる。定量的な予測を行った場合には、次の事項を整理する。

ア. 解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量等

イ. 土地造成に伴い発生する伐採樹木等の廃棄物等の種類、発生量等

ウ. 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等

エ. 施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

2 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は関係行政機関が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。

(3) 評価方法

評価項目ごとに予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。

改 定 案

第20節 廃棄物、発生土

1 予測

(1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の性状、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目から選定する。

ア. 解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量、再生利用量（自ら利用する量、外部委託量）、処理量及び最終処分量等（以下「発生量等」という。）

同 左

(5) 予測の結果

同 左

イ. 土地造成に伴い発生する伐採樹木等の廃棄物等の種類、発生量等

現 行

改 定 案

3 事後調査

(1) 事後調査項目

評価項目の中から廃棄物等の発生量等の予測の結果、環境保全対策の実効性等を考慮して選定する。

(2) 事後調査時期・期間

事後調査時期・期間は、予測の対象時期を考慮して設定する。

(3) 事後調査方法

事後調査方法は、廃棄物等の発生量等の把握により行う。

(4) 結果の検証

事後調査結果の検証は、対象事業等の実施状況、予測の結果並びに評価の指針を勘案して行う。

同 左